

令和8年度 観音寺市保育施設利用者負担額表

年度の初日の年齢で保育施設利用者負担額（保育料）を決定します。途中入所(園)の場合も同じです。

階層	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			R5.4.2以降生まれ		R2.4.2～R5.4.1生まれ	
	保育時間の区別		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
第2	市民税額	非課税世帯 (均等割・所得割税額とも0円)				
第3		均等割税課税世帯及び 所得割税額が48,600円未満	18,000円	17,700円		
第4	市民税額 (所得割税額)	48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円		
第5		97,000円以上 133,000円未満	37,000円	36,400円		
第6		133,000円以上 169,000円未満	44,000円	43,300円		
第7		169,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円		
第8		301,000円以上 397,000円未満	52,000円	51,200円		
第9		397,000円以上	55,000円	54,200円		

※令和元年10月から全ての3～5歳児と上記表の第1階層、第2階層に該当する0～2歳児の保育料が無料となっています。

多 子 観 音 寺 市 除	◎令和8年4月から、市内に住所があり、2人以上の子どもを扶養している世帯で、第2子以降の子どもは保育料が無料になります。
---------------------------------	--

利用者負担額表（3歳未満児）の第3階層と第4階層の途中までの保育料が、下記のように軽減されます。

階層	軽減措置区分	ひとり親世帯 在宅障がい児（または保護者）のいる世帯 生活保護法に定める要保護者等
		第1子のみ
第3	均等割税課税世帯 及び 所得割税額が48,600円未満	8,000円
第4	所得割税額	48,600円以上 57,700円未満
		57,700円以上 77,101円未満
	77,101円以上 97,000円未満	全額